

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二号）（公園スタジオ課）

一 趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

二 内容

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、埼玉県都市公園条例中の引用部分について規定の整備を行う。

三 施行期日

令和七年六月一日